

企業結合会計基準及び関連する適用指針の平成31年改正について（追補）

ながぬま ようすけ
公認会計士 長沼 洋佑

1. はじめに

平成31年1月16日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、以下を公表している。

- 改正企業会計基準第21号
「企業結合に関する会計基準」
- 改正企業会計基準適用指針第10号
「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）

本稿では、平成31年改正のうち「事業分離等に関する会計基準」（以下「事業分離等会計基準」という。）と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違（結合当事企業の株主の連結財務諸表上の会計処理の記載内容の相違）への対応として実施された結合分離適用指針第279項及び第281項の改正について解説する。

なお、平成31年改正の概要については、会計情報2019年3月（Vol. 511）で解説している。

2. 結合当事企業の株主に係る連結財務諸表上の会計処理

(1) 考え方

受取対価が結合企業の株式のみである場合、結合当事企業の株主の連結財務諸表上の会計処理は、「被結合企業の株主の会計処理」と「結合企業の株主の会計処理」が同一の内容になるように定められている。これは、受取対価が結合企業の株式のみである場合には、基本的に「被結合企業の株主」や「結合企業の株主」という個々の株主にとっては、連結財務諸表上、実質的な経済的効果が同様の効果を有すると考えられるためである。

例えば、子会社であった被合併会社（消滅会社）が合併により消滅し、被合併会社の株主が新たに合併会社（存続会社）を関連会社とする場合と、子会社であった合併会社（存続会社）が、合併により持分比率が減少し関連会社（存続会社）となる場合とは、結合当事企業の株主にとって、それぞれの合併による経済的効果は実質的に同じと考えられる。

(2) 会計基準等の構成

前述のとおり、受取対価が結合企業の株式のみである場合、実質的に同一の経済的効果を有すると考えられるため「被結合企業の株主の連結財務諸表上の会計処理」と「結合企業の株主の連結財務諸表上の会計処理」に関して、事業分離等会計基準及び結合分離適用指針では、「被結合企業の株主の会計処理」の定めを先におき、「結合企業の株主の会計処理」の定めでは、参照可能なものについては「被結合企業の株主の会計処理」を参照する方式をとっている。これは、「被結合企業の株主の連結財務諸表上の会計処理」と「結合企業の株主の連結財務諸表上の会計処理」とがいわば対称的な関係にあるためである。

(3) 結合当事企業の株主の会計処理の対象となる企業結合のパターン

「被結合企業の株主の会計処理」は、他の会社の株主であること、すなわち何らかの株式を保有していることが前提となっており、企業結合前に保有する株式としては「子会社株式」「関連会社株式」「その他有価証券」の3つのパターンが考えられる。

また、企業結合に際して、「被結合企業の株主」が、企業結合前に「被結合企業」の株式に加えて「結合企業」の株式を「子会社株式」「関連会社株式」「その他有価証券」のいずれかとして保有しているパターンと、「結合企業」の株式をまったく保有していないパターンがあり、「被結合企業の株主」による「結合企業」の株式の保有状況に関しては4つのパターンが考えられる。

「被結合企業」と「結合企業」とが企業結合を行い「結合後企業」となる場合、「被結合企業の株主」は株式の交換比率（例：合併比率）などに応じて「結合後企業の株式」を「子会社株式」「関連会社株式」「その他有価証券」の3つのパターンのいずれかとして保有することとなる。

よって、「被結合企業の株主の会計処理」の対象となる企業結合のパターンとして、企業結合前に「被結合企業の株主」が保有する被結合企業株式の3つのパターンと「被結合企業の株主」が保有する結合企業株式の（保有しない場合も含め）4つのパターン、企業結合後に「結合後企業の株主」が保有する結合後企業株式の3つのパターンの組み合わせにより、「3つのパターン×4つのパターン×3つのパターン=36パターン」が考えられ

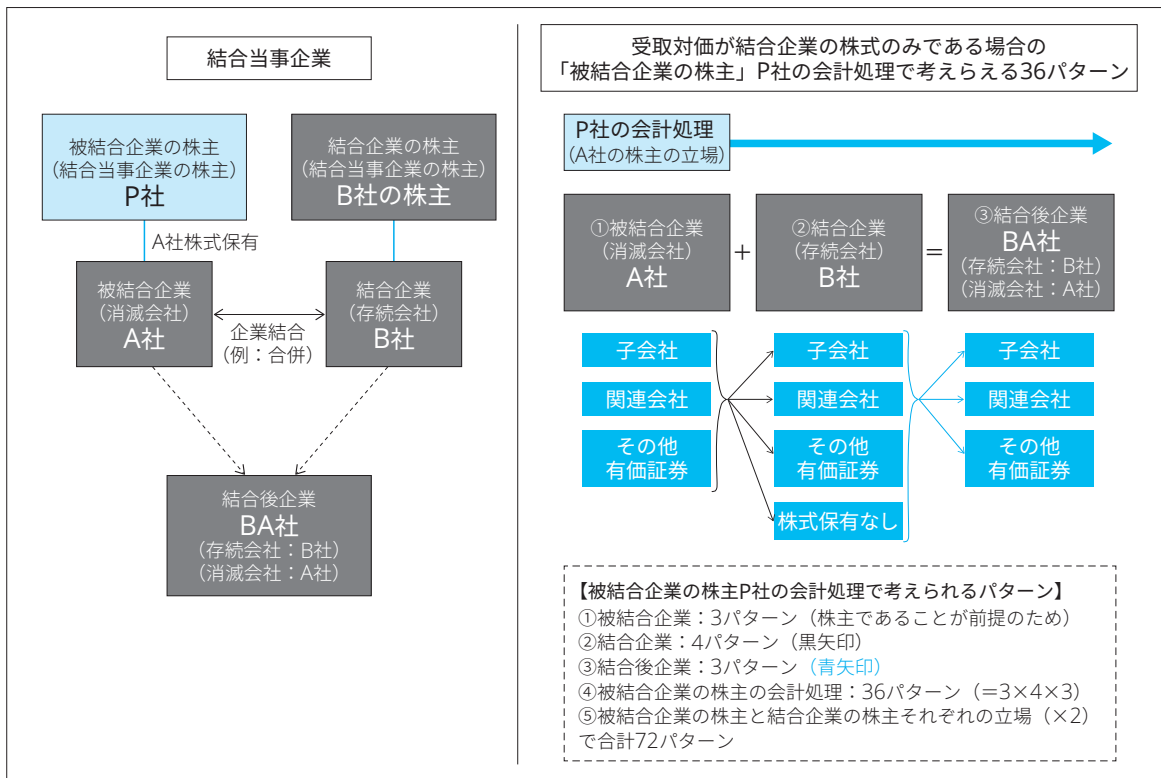
る。

「被結合企業の株主の会計処理」と「結合企業の株主の会計処理」はほぼ対称的な同じ内容であるため、「結合企業の株主の会計処理」の対象となる企業結合のパターンも3つのパターン×4つのパターン×3つのパタ

ーン=36パターンが考えられる。

「結合当事企業の株主の会計処理」としては、 $3 \times 4 \times 3 \times 2 = 72$ パターン存在することが考えられる。この関係を図示したのが図表1である。

【図表1：受取対価が結合企業の株式のみである場合の「被結合企業の株主」の会計処理の対象となる企業結合36パターン】



結合分離適用指針では、さまざまな企業結合について「被結合企業の株主の会計処理」と「結合企業の株主の会計処理」の定めがあるものの、すべてのパターンを網羅したものではない。実務上それほど生じないと考えられる企業結合（例えば、「其他有価証券として保有している被結合企業」と「其他有価証券として保有している結合企業」が企業結合することにより「結合後企業

が子会社」となるパターン)については、結合当事企業の株主の連結財務諸表上の会計処理の定めはない。結合分離適用指針では、結合当事企業の株主の連結財務諸表上の会計処理が、いわば「例示」として規定されていると考えられる。会計処理パターンとしては大きく6パターンあり、その内容を記載したのが図表2である。

【図表2：結合当事企業の株主の連結財務諸表上の持分変動により生じる差額の会計処理パターン】

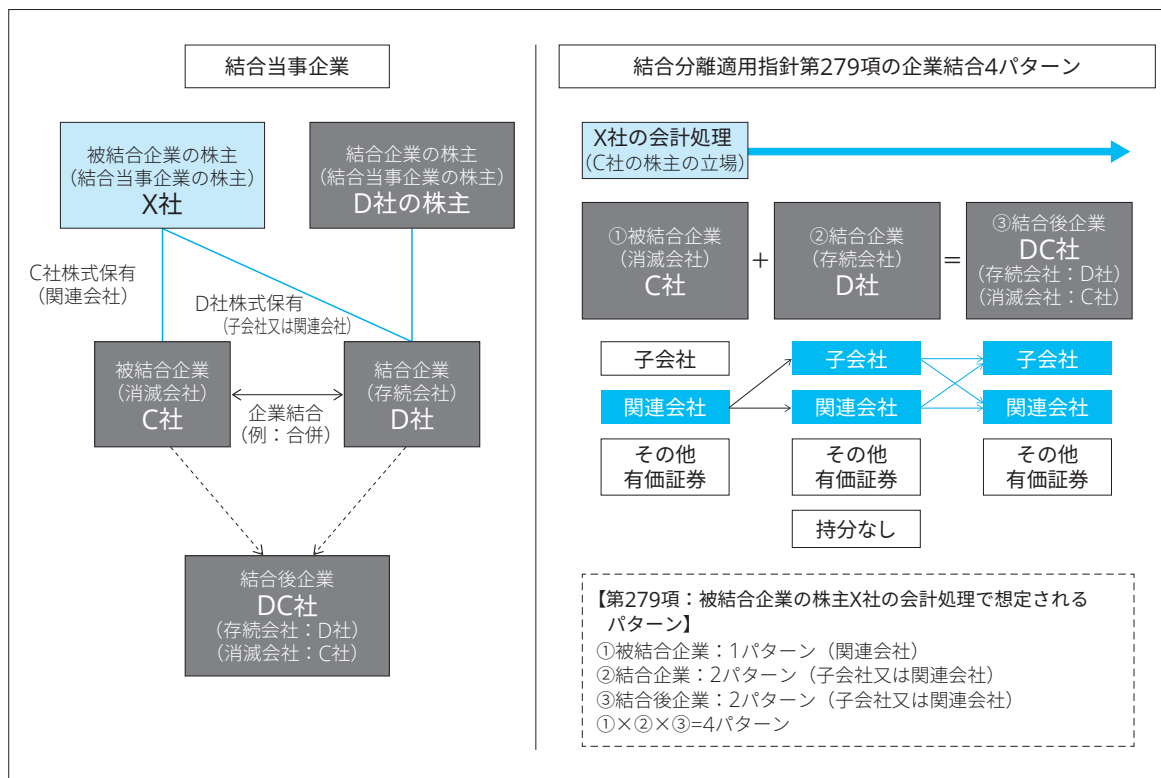
類型	企業結合の前後の属性	持分変動により生じる差額の会計処理
企業結合の前又は後が子会社の場合、子会社に対する親会社の持分変動に関して生じる差額は3種類（子会社の場合、支配獲得・支配喪失時は損益取引としてののれん又は持分変動差額として処理される。これに加え、支配継続時には非支配株主との取引によりいわゆる資本取引としての資本剰余金が生じるため差額の種類は3種類となる）	【会計処理パターン1】	
	企業結合の前：子会社ではない 企業結合の後：子会社 （例：企業結合を通じて新たに支配を獲得し子会社となった又は子会社に含まれることとなった）	支配獲得：のれん （関連会社株式又はその他有価証券など先行取得株式がある場合には段階取得の会計処理となる）
	【会計処理パターン2】	
	企業結合の前：子会社 企業結合の後：子会社 （例：企業結合の前後で支配関係は継続。支配継続の企業結合により非支配株主との取引で親会社の持分に変動が生じた）	支配継続（持分比率の増加・減少の双方とも）：資本剰余金
	【会計処理パターン3】	
	企業結合の前：子会社 企業結合の後：子会社ではない （例：企業結合を通じて支配を喪失し子会社ではなくなった）	支配喪失：持分変動差額（損益） なお、子会社から関連会社又は共同支配企業以外（その他有価証券）となる場合（子会社株式→その他有価証券）、例外的に、個別財務諸表上「交換損益」が生じることとなるため、当該交換損益に関して連結財務諸表上、取得後利益剰余金・過年度ののれん償却額等を調整し、持分変動を反映した連結財務諸表上の交換損益・売却損益を算定することとなる（結合分離適用指針第276項）。
企業結合の前又は後が関連会社の場合、関連会社に対する投資会社の持分変動に関して生じる差額は2種類（関連会社の場合、いわゆる資本取引に該当するものが無いためののれん又は持分変動差額の2種類のみ）	【会計処理パターン4】	
	企業結合の前：関連会社ではない 企業結合の後：関連会社 （例：企業結合を通じて新たに関連会社となった又は関連会社に含まれることとなった）	持分増加：のれん （その他有価証券を企業結合前に保有していた場合には、持分法での株式の段階的な取得の会計処理を行うこととなる。パーチェス法での段階取得の会計処理とは異なる。）
	【会計処理パターン5】	
	企業結合の前：関連会社 企業結合の後：関連会社 （例：企業結合の前後で引き続き関連会社の場合で、持分増加又は減少が生じた）	持分増加：のれん 持分減少：持分変動差額（損益）
	【会計処理パターン6】	
	企業結合の前：関連会社 企業結合の後：関連会社ではない （例：企業結合を通じて関連会社から外れた）	持分減少：持分変動差額（損益） なお、関連会社から関連会社又は共同支配企業以外（その他有価証券）となる場合（関連会社株式→その他有価証券）、例外的に、個別財務諸表上「交換損益」が生じることとなるため、当該交換損益に関して連結財務諸表上、取得後利益剰余金・過年度ののれん償却額等を調整し、持分変動を反映した連結財務諸表上の交換損益・売却損益を算定することとなる（結合分離適用指針第278項）。

3. 結合分離適用指針第279項

結合分離適用指針第279項は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式を関連会社株式として、また、被結合企業の株主が結合企業の株式を子会社株式又

は関連会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により、結合後企業の株式が子会社株式又は関連会社株式となるという4パターン（ $=1 \times 2 \times 2$ ）の企業結合に関する会計処理をその対象としている（図表3）。

【図表3：結合分離適用指針第279項の企業結合4パターン】



(1) 図表4の企業結合パターンNo1

図表4の企業結合パターンNo1は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式を関連会社株式として、また、結合企業の株式を子会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により結合後企業の株式が子会社株式となるという企業結合である。

この場合、被結合企業の株主としての持分増加の連結財務諸表上の会計処理（関連会社が子会社となる場合の持分増加の会計処理）として「段階取得」の会計処理が行われる（のれん及び段階取得に係る損益が認識される）。

また、結合企業の株主としての持分減少の連結財務諸表上の会計処理（子会社が引き続き子会社である場合の持分減少の会計処理）として「支配継続時の親会社の持分変動による差額」の会計処理が行われる（資本剰余金が認識される）。平成31年改正では「結合後企業が子会社となる場合には、第98項(2)①における分離元企業の会計処理に準じて行い」が追加された。この結果、持分変動により生じた差額が資本剰余金であることが明確化された（改正の趣旨は規定の明確化であり、従来の会計処理からの変更はない）。

(2) 図表4の企業結合パターンNo2

図表4の企業結合パターンNo2は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式を関連会社株式として、また、結合企業の株式を子会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により結合後企業の株式が関連会社株式となるという企業結合である。

この場合、被結合企業の株主としての持分増加の連結財務諸表上の会計処理（関連会社が引き続き関連会社である場合の持分増加の会計処理）として「追加取得」の会計処理が行われる（持分法としてののれんが認識される）。

また、結合企業の株主としての持分減少の連結財務諸表上の会計処理（子会社が関連会社となる場合の持分減少の会計処理）として「支配喪失時の親会社の持分変動による差額」の会計処理が行われる（損益が認識される）。平成31年改正では「結合後企業が関連会社となる場合には、子会社の時価発行増資等により支配を喪失して関連会社になる場合における親会社の会計処理に準じて行う」が追加された。この結果、持分変動により生じた差額が「持分変動差額（損益）」であることが明確化された（改正の趣旨は規定の明確化であり、従来の会計

処理からの変更はない)。この定めについては、事業分離等会計基準第42項も同内様の修正が行われている。

(3) 図表4の企業結合パターンNo3

図表4の企業結合パターンNo3は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式を関連会社株式として、また、結合企業の株式を関連会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により結合後企業の株式が子会社株式となるという企業結合である。

この場合、被結合企業の株主としての持分増加の連結

財務諸表上の会計処理（関連会社が子会社となる場合の持分増加の会計処理）として「段階取得」の会計処理が行われる（のれん及び段階取得に係る損益が認識される）。

また、結合企業の株主としての持分減少の連結財務諸表上の会計処理（持分比率は低下するものの関連会社が子会社となる場合の会計処理）として「段階取得」の会計処理が行われ、のれん及び段階取得に係る損益が認識されると考えられる。この結合企業の株式に係る連結財務諸表上の会計処理について、結合分離適用指針第279項では明確な記載はない。これは、事業分離等会計基準

【図表4：結合分離適用指針第279項】

企業結合パターン No.	結合分離適用指針第279項が前提としている企業結合のパターン（4パターン）			結合分離適用指針第279項の連結財務諸表上の会計処理	
	企業結合前		企業結合後（結合後企業）	第279項(2) 1文目	第279項(2) 2文目
	被結合企業（企業結合により被結合企業の株主としての持分増加↑）	結合企業（企業結合により結合企業の株主としての持分減少↓）		被結合企業（被結合企業の株主としての持分増加の会計処理）	結合企業（結合企業の株主としての持分減少の会計処理）
1	関連会社C社	子会社D社	子会社DC社（＝被結合企業の関連会社C社＋結合企業の子会社D社）	【改正なし】 ● 関連会社から子会社になる場合 ● 段階取得 ● 図表2の会計処理パターン1	【明確化のための改正された】 ● 子会社が引き続き子会社である場合（持分減少） ● 結合分離適用指針第98項(2)①における分離元企業の会計処理に準じる（平成31年改正での明確化） ● 図表2の会計処理パターン2
2	関連会社C社	子会社D社	関連会社DC社（＝被結合企業の関連会社C社＋結合企業の子会社D社）	【改正なし】 ● 関連会社が引き続き関連会社である場合（持分増加） ● 株式の追加取得 ● 図表2の会計処理パターン4	【明確化のための改正された】 ● 子会社が関連会社となる場合 ● 子会社の時価発行増資等により支配を喪失して関連会社になる場合における親会社の会計処理に準じる（平成31年改正での明確化。事業分離等会計基準第42項も同内様の修正が行われている） ● 図表2の会計処理パターン3
3	関連会社C社	関連会社D社	子会社DC社（＝被結合企業の関連会社C社＋結合企業の関連会社D社）	【改正なし】 ● 関連会社から子会社となる場合 ● 段階取得 ● 図表2の会計処理パターン1	【改正なし】 ● 企業結合により持分比率が減少するものの関連会社が子会社となる場合 ● 段階取得 ● 図表2の会計処理パターン1
4	関連会社C社	関連会社D社	関連会社DC社（＝被結合企業の関連会社C社＋結合企業の関連会社D社）	【改正なし】 ● 関連会社が引き続き関連会社である場合（持分増加） ● 株式の追加取得 ● 図表2の会計処理パターン4	【改正なし】 ● 関連会社が引き続き関連会社である場合（持分減少） ● 関連会社の時価発行増資等 ● 図表2の会計処理パターン5

や結合分離適用指針の原則的な定めや基本的な考え方を踏まえれば会計処理の方法自体は明らかであり、また、そもそも持分比率が低下するものの支配を獲得する（持分比率が低下するにもかかわらず関連会社株式が子会社株式となる）のは稀なケースであるからと思料される。

(4) 図表4の企業結合パターンNo4

図表4の企業結合パターンNo4は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式を関連会社株式として、また、結合企業の株式を関連会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により結合後企業の株式が関連会社株式となるという企業結合である。

この場合、被結合企業の株主としての持分増加の連結財務諸表上の会計処理（関連会社が引き続き関連会社である場合の持分増加の会計処理）として「追加取得」の

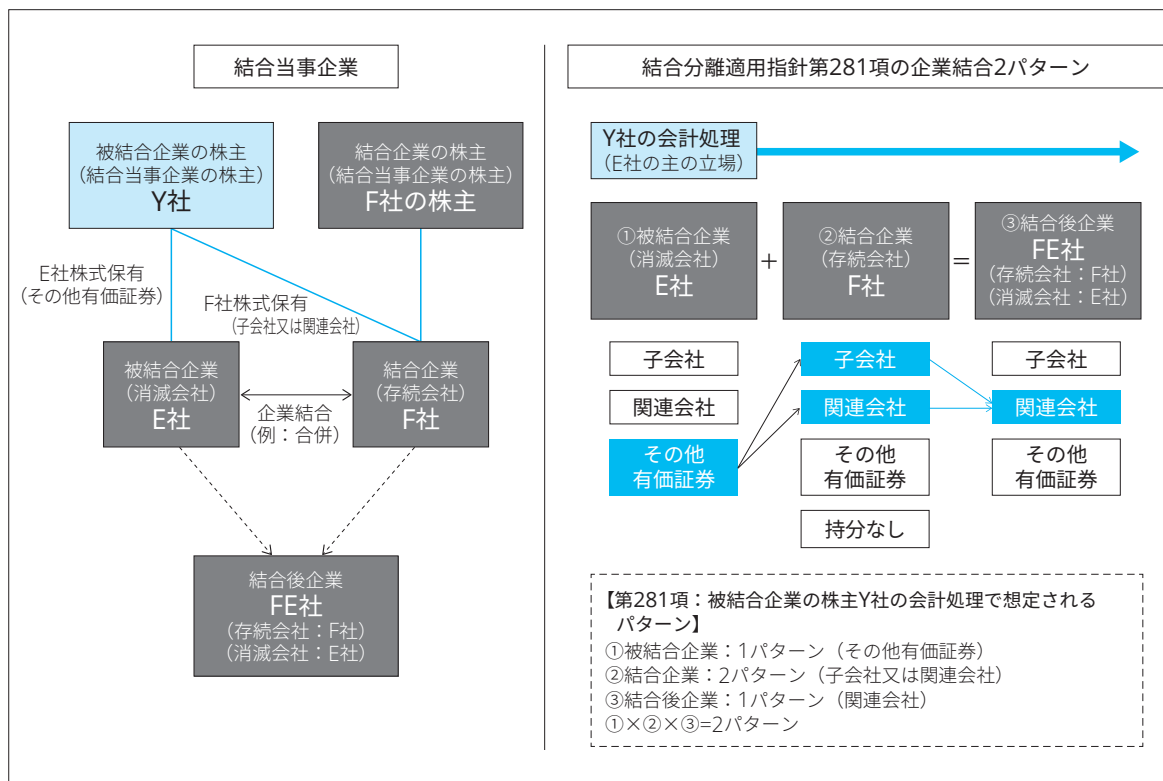
会計処理が行われる（持分法としてののれんが認識される）。

また、結合企業の株主としての持分減少の連結財務諸表上の会計処理（関連会社が引き続き関連会社である場合の持分減少の会計処理）として「持分変動差額」の会計処理が行われる（損益が認識される）。

4. 結合分離適用指針第281項

結合分離適用指針第281項は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式をその他有価証券として、また、被結合企業の株主が結合企業の株式を子会社株式又は関連会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により結合後企業の株式が関連会社株式となるという2パターン（ $1 \times 2 \times 1$ ）に関する会計処理がその対象となる（図表5）。

【図表5：結合分離適用指針第281項の企業結合2パターン】



(1) 図表6の企業結合パターンNo1

図表6の企業結合パターンNo1は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式をその他有価証券として、また、結合企業の株式を子会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により結合後企業の株式が関連会社株式となるという企業結合である。

この場合、被結合企業の株主としての持分増加の連結財務諸表上の会計処理（その他有価証券としての投資先が関連会社となる場合の持分増加の会計処理）として「持分法での株式の段階的な取得」の会計処理が行われ

る（持分法としてののれんが認識される）。

また、結合企業の株主としての持分減少の連結財務諸表上の会計処理（子会社が関連会社となる場合の持分減少の会計処理）として「支配喪失時の親会社の持分変動による差額」の会計処理が行われる（損益が認識される）。平成31年改正では「結合後企業が関連会社となる場合には、子会社の時価発行増資等により支配を喪失して関連会社になる場合における親会社の会計処理に準じて行う」が追加された。この結果、持分変動により生じた差額が「持分変動差額（損益）」であることが明確化された（改正の趣旨は規定の明確化であり、従来は会計

処理からの変更はない)。この定めについては、事業分離等会計基準第44項も同内様の修正が行われている。

(2) 図表6の企業結合パターンNo2

図表6の企業結合パターンNo2は、企業結合前に被結合企業の株主が被結合企業の株式をその他有価証券として、また、結合企業の株式を関連会社株式としてそれぞれの株式を保有しており、その後の企業結合により結合後企業の株式が関連会社株式となるという企業結合である。

この場合、被結合企業の株主としての持分増加の連結財務諸表上の会計処理（その他有価証券としての投資先が関連会社となる場合の持分増加の会計処理）として「持分法での株式の段階的な取得」の会計処理が行われる（持分法としてののれんが認識される）。

また、結合企業の株主としての持分減少の連結財務諸表上の会計処理（関連会社が引き続き関連会社である場合の持分減少の会計処理）として「持分変動差額」の会計処理が行われる（損益が認識される）。

【図表6：結合分離適用指針第281項】

企業結合パターン No.	結合分離適用指針第281項が前提としている企業結合のパターン (2パターン)			結合分離適用指針第281項の連結財務諸表上の会計処理	
	企業結合前		企業結合後 (結合後企業)	第281項(2) 1文目	第281項(2) 2文目
	被結合企業 (企業結合により被結合企業の株主としての持分増加↑)	結合企業 (企業結合により結合企業の株主としての持分減少↓)		被結合企業 (被結合企業の株主としての持分増加の会計処理)	結合企業 (結合企業の株主としての持分減少の会計処理)
1	その他有価証券 E社	子会社F社	関連会社FE社 (=被結合企業のその他有価証券E社 + 結合企業の子会社F社)	【改正なし】 <ul style="list-style-type: none"> その他有価証券から関連会社となる場合 持分法での段階的取得 図表2の会計処理パターン4 	【明確化のための改正あり】 <ul style="list-style-type: none"> 子会社から関連会社となる場合 子会社の時価発行増資等により支配を喪失して関連会社になる場合における親会社の会計処理に準じる (平成31年改正での明確化。事業分離等会計基準第44項も同内容の修正が行われている) 図表2の会計処理パターン3
2	その他有価証券 E社	関連会社F社	関連会社FE社 (=被結合企業のその他有価証券E社 + 結合企業の関連会社F社)	【改正なし】 <ul style="list-style-type: none"> その他有価証券から関連会社となる場合 持分法での段階的取得 図表2の会計処理パターン4 	【改正なし】 <ul style="list-style-type: none"> 関連会社が引き続き関連会社である場合 (持分減少) 関連会社の時価発行増資等 図表2の会計処理パターン5

以上